

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 北海道札幌市中央区北11条西15丁目  
 事業者名 北海道旅客鉄道株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 綿貫 泰之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
南小樽駅	旅客通路新設及びエレベーターシャフト新設を行います。	令和4年9月に完成しました
島松駅	こ線橋改修とエレベーターシャフト新設を行います。	令和5年1月に完成しました
北広島駅	エレベーター改札口を新設し、改札外エレベーターを常時利用できるようにします。	令和4年12月に完成しました
登別駅	こ線橋新築及びエレベーターシャフト新設を行います。(令和7年度完成予定)	令和4年度は詳細設計を実施しました。

## ② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー講習会の実施	駅社員を対象に「接遇ガイドライン」に関する講習会を実施し、介助技術の習熟を図ります。	本社・支社において講習会を実施し、のべ9回79名が参加しました。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
放送による呼びかけ	ホームから線路への転落等を防止するなど列車をご利用の際の安全確保を目的に、お手伝いを必要とされるお客様への呼びかけ放送を実施します。	年度を通して実施しました。 (9/1～10/31は強化期間として実施)

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(ホームページ) 駅構内図の掲載駅の拡大	エレベーターやトイレの有無、改札とホームの位置関係を示す駅構内図について、現在、ホームページには主要駅のみを掲載していますが、無人駅を含む全駅の構内図を掲載します。	全341駅中、97駅の掲載が完了

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障がいをお持ちの方が参画する研修の実施	駅社員向けに実施する講習会において、障がいをお持ちの当事者による講話、実技研修を行います。	本社・支社においてバリアフリー講習会を実施し、障がいをお持ちの当事者等による講話、実技研修を行いました。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「声かけ・サポート運動」	視覚障がい者をはじめ、お手伝いを必要とするお客様へ、お困りごとは無いかの声かけの協力を利用者にもお願いをする「声かけ・サポート運動」を実施します。	「声かけ・サポート運動」を9/1～10/31で実施しました。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード・ソフトそれぞれに対する取組、進捗状況を確認するため、定期的を開催するサービスに関する会議の中で進捗確認を行いました。</li> <li>・障がいをお持ちの方の移動のプロセスを関係者全体で作りに上げていくため、自治体や他の交通事業者、商業施設、障がいをお持ちの方々との情報交換を行いました。</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表しました。
-----------------

(4) その他

--















Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律<sup>(案)</sup>施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。</p>	<p>○</p>
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	